

行政経営会議 事案書

開催日：令和5年11月20日（月）

担当課：市立病院事務局医事課

件 名：大和市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

提出理由：分べん介助料等の改定、無痛分べん加算料の新設について、病院運営審議会に諮問するため

内 容：

1. 背景等

- ・周産期医療を提供することは公立病院に期待されている機能の一つであり、継続して安定的に提供していくことが求められる。
- ・分べんに係る費用のうち、分べん介助料と新生児介補料は大和市病院事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）で金額を定めており、分べん介助料は平成22年度以降、新生児介補料については平成5年度以降、改定を行っていない。
- ・分べんに係る人件費や光熱水費の費用は上昇傾向にあることから、分べんに係る費用に適切に反映させる必要がある。
- ・また、近年、出産方法の多様化が進む中、全国の分べんを行う医療機関のうち無痛分べんを行っている施設は約30%に達し、全分べんのうち無痛分べんの割合は約10%に達するなど、妊婦の無痛分べん選択率は高まっている。
- ・当院においても、無痛分べんを選択できるよう、令和6年4月1日から導入する予定であり費用について、適正な負担を求める必要がある。

2. 分べん介助料等の改定について

(1) 基本的な考え方

- ・分べん介助料は、分べんに立ち会う医師・助産師の技術料や産婦の看護、介助に係る費用であり、新生児介補料は新生児の管理や保育に係る費用である。
- ・両者とも診療報酬で定めがないため、診療報酬に規定のある分べんに係る技術料（吸引摘出術や帝王切開術など）の上昇率、助産師の人件費の上昇率、光熱水費などの経費の上昇率を勘案し、25%増の金額とする。

(2) 改定内容（案）

現行	改定後
分べん介助料（1件）	分べん介助料（1件）
市内 80,000円	市内 100,000円
市外 120,000円	市外 150,000円
新生児介補料（1日）	新生児介補料（1日）
5,000円	6,250円

(3) 収入増見込額

- ・令和4年度の方べん実績ベース（約400件）で、分べん介助料は約1,130万円、新生児介補料は約220万円の収入増が見込まれる。

3. 無痛分べん加算料の新設について

(1) 基本的な考え方

- ・無痛分べんは分べんを行う際のオプションとして実施するものであり、医師や助産師の人件費や麻酔に係る経費が必要となる。
- ・金額の設定については、麻酔手技料、薬剤費、入院料等のほか、医師や助産師の人件費等を勘案し積算する。

(2) 改定内容（案）

新設	
無痛分べん加算料（1件）	150,000円

(3) 収入見込額

- ・全国的な分べん件数の約10%を無痛分べんが占めていることを踏まえ、当院の実績の約10%が無痛分べんとなることを想定し、無痛分べん加算料として約600万円の収入が見込まれる。

4. 周知期間

- ・分べん介助料等は令和6年7月に改定とし、公布後6月までは市民等への周知期間とする。
- ・無痛分べん加算料は令和6年4月に新設とし、公布後速やかに市民等へ周知を行う。

経 過

- H05.11 分べん介助料の改定（市内42,000円）
- H05.11 新生児介補料の改定（市内5,000円）
- H20.4 分べん介助料の改定（市内60,000円）
- H22.4 分べん介助料の改定（市内80,000円）

今後の予定

- R5.12 病院運営審議会に諮問
- R6.1 病院運営審議会から答申
- R6.3 条例公布
- R6.4 無痛分べん加算料について新設
- R6.7 分べん介助料等について改定